

広島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

柞磨駅家線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字大橋一八六番地先から 福山市駅家町大字大橋二五七番地先まで					

一 道路の種類

県道

二 路線名

津之郷山守線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字今岡六一六番地先から 福山市駅家町大字上山守二〇七番一地先恩道 川南近田線交点まで					
福山市駅家町大字今岡六一六番地先から 福山市駅家町大字上山守二〇七番一地先恩道 川南近田線交点まで					

トリプルウェイ
県道柞磨駅家
線と一部重複